

○原子力規制委員会規則第十二号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の十四、第四十五条第三項第二号及び第四十六条の二の二の規定に基づき、再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年八月八日

原子力規制委員会委員長 田中 俊一

再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条 次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一 再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十二号） 別表

第一

二 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第

六号） 別表第二

三 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号） 別表第三

四 再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十九号）  
別表第四

第二条 前条各号に定める表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。
- 二 条項番号その他の標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

## 附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則の施行の際現に設置され又は設置に着手されている再処理施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設をいう。以下同じ。）に対する第一条の規定による改正後の再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（以下「新再処理設工規則」という。）第十九条第三項（非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分を除く。以下この項において同じ。）及び第一条の規定による改正後の再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則（以下「新再処理性能規則」という。）第二十八条第三項（非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分を除く。）の規定の適用については、平成三十一年八月一日以後最初に当該再処理施設に係る法第四十六条の二の三第一項の検査を終了した日又は平成三十一年八月一日以後に再処理（法第二条第十項に規定する再処理をいう。次項において同じ。）の事業を開始する日の前日のいずれか早い日までの間（以下この項において「経過措置期間」という。）は、なお従前の例による。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一 経過措置期間中に行われる次に掲げる認可及び検査

イ 法第四十五条第一項の規定による認可（新再処理設工規則第十九条第三項に適合するために必要な

事項に係るものに限る。次項において同じ。）

ロ 法第四十六条第一項の検査（イの認可を受けた設計及び方法に従って行われる工事に係るものに限る。次項において同じ。）

## 二 前号ロの検査に合格した再処理施設

2 この規則の施行の際現に設置され又は設置に着手されている再処理施設に対する新再処理設工規則第十条第三項（非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分に限る。）及び新再処理性能規則第二十八条第三項（非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分に限る。）の規定の適用については、平成三十三年八月一日以後最初に当該再処理施設に係る法第四十六条の二の三第一項の検査を終了した日又は平成三十三年八月一日以後に再処理の事業を開始する日の前日のいずれか早い日までの間（以下この項において「経過措置期間」という。）は、なお従前の例による。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

### 一 経過措置期間中に行われる次に掲げる認可及び検査

#### イ 法第四十五条第一項の規定による認可

ロ 法第四十六条第一項の検査

二 前号ロの検査に合格した再処理施設

- 3 この規則の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設（法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下同じ。）に対する第一条の規定による改正後の実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「新実用炉規則」という。）第四十五条第三項（非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分を除く。以下この項において同じ。）及び第一条の規定による改正後の研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「新研開炉規則」という。）第四十四条第三項（非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分を除く。以下この項において同じ。）の規定の適用については、平成三十一年八月一日以後最初に当該発電用原子炉施設に係る法第四十三条の三の十五の検査を終了した日又は平成三十一年八月一日以後に発電用原子炉（法第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。次項において同じ。）の運転を開始する日の前日のいずれか早い日までの間（以下この項において「経過措置期間」という。）は、なお従前の例による。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一 経過措置期間中に行われる次に掲げる認可及び検査

イ 法第四十三条の三の九第一項の規定による認可（新実用炉規則第四十五条第三項又は新研開炉規則第四十四条第三項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。次項において同じ。）

ロ 法第四十三条の三の十一第一項の検査（イの認可を受けた工事の計画に従って行われる工事に係るものに限る。次項において同じ。）

二 前号ロの検査に合格した発電用原子炉施設

4 この規則の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設に対する新実用炉規則第四十五条第三項（非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分に限る。）及び新研開炉規則第四十四条第三項（非常用発電機に接続される電気盤に関する措置に係る部分に限る。）の規定の適用については、平成三十三年八月一日以後最初に当該発電用原子炉施設に係る法第四十三条の三の十五の検査を終了した日又は平成三十三年八月一日以後に発電用原子炉の運転を開始する日の前日のいずれか早い日までの間（以下この項において「経過措置期間」という。）は、なお従前の例による。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- 一 経過措置期間中に行われる次に掲げる認可及び検査
  - イ 法第四十三条の三の九第一項の規定による認可
  - ロ 法第四十三条の三の十一第一項の検査
- 二 前号ロの検査に合格した発電用原子炉施設

別表第一 再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（保安電源設備） 第十九条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 保安電源設備には、外部電源系統及び非常用電源設備から再処理施設の安全性を確保するために必要な設備への電力の供給が停止することがないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 高エネルギーのアーック放電による電気盤の損壊の拡大を防止するために必要な措置</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、機器の損壊、故障その他の異常を検知し、及びその拡大を防止するために必要な措置</p> <p>〔4・5 略〕</p>	<p>（保安電源設備） 第十九条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 保安電源設備には、外部電源系統及び非常用電源設備から再処理施設の安全性を確保するために必要な設備への電力の供給が停止することがないように、機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、その拡大を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔4・5 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	



別表第二 实用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>(保安電源設備) 第四十五条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 保安電源設備（安全施設へ電力を供給するための設備をいう。）には、第一項の電線路、当該発電用原子炉施設において常時使用される発電機及び非常用電源設備から発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置への電力の供給が停止することがないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 高エネルギーのアーチ放電による電気盤の損壊の拡大を防止するために必要な措置</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、機器の損壊、故障その他の異常を検知し、及びその拡大を防止するために必要な措置</p> <p>〔4〕8 略</p>	<p>(保安電源設備) 第四十五条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 保安電源設備（安全施設へ電力を供給するための設備をいう。）には、第一項の電線路、当該発電用原子炉施設において常時使用される発電機及び非常用電源設備から発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置への電力の供給が停止することがないよう、機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、その拡大を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔4〕8 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

別表第三 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（保安電源設備） 第四十四条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 保安電源設備（安全施設へ電力を供給するための設備をいう。）には、第一項の電線路、当該発電用原子炉施設において常時使用される発電機及び非常用電源設備から発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置への電力の供給が停止することがないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 高エネルギーのアーチ放電による電気盤の損壊の拡大を防止するために必要な措置</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、機器の損壊、故障その他の異常を検知し、及びその拡大を防止するために必要な措置</p> <p>「4」8 略</p>	<p>（保安電源設備） 第四十四条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 保安電源設備（安全施設へ電力を供給するための設備をいう。）には、第一項の電線路、当該発電用原子炉施設において常時使用される発電機及び非常用電源設備から発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置への電力の供給が停止することがないよう、機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、その拡大を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「4」8 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

別表第四 再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（保安電源設備） 第二十八条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 保安電源設備は、外部電源系統及び非常用電源設備から再処理施設の安全性を確保するために必要な設備への電力の供給が停止することがないように、次に掲げる措置が講じられたものでなければならぬ。</p> <p>一 高エネルギーのアーチ放電による電気盤の損壊の拡大を防止するために必要な措置</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、機器の損壊、故障その他の異常を検知し、及びその拡大を防止するために必要な措置</p> <p>〔4・5 略〕</p>	<p>（保安電源設備） 第二十八条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 保安電源設備は、外部電源系統及び非常用電源設備から再処理施設の安全性を確保するために必要な設備への電力の供給が停止することがないように、機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、その拡大を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならぬ。</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔4・5 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	